

青森県報

第四百五十一号

令和四年
四月二十二日
(金曜日)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出… (障害福祉課) … 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退… (同) … 一
- 保安林の指定予定… (林 政 課) … 二

公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示… (人 事 課) … 二
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表… (総務学事課) … 二
- 青森県地域防災計画修正の要旨… (防 災 危 機 管 理 課) … 二
- 出先機関
- 土地改良事業の工事の完了… (中 南 地 域 民 局) … 四
- 右 同… (西 北 地 域 民 局) … 四
- 正 誤
- 令和四年三月三十日号外第三十号、令和四年四月六日及び令和四年四月十三日定例選挙管理委員会中… (選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局) … 五

告 示

示

青森県告示第二百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

令和四年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	独立行政法人国立病院機構 弘前病院	弘前市大字富野町一	令和 四・四・一
変更後	独立行政法人国立病院機構 弘前総合医療センター		

青森県告示第二百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和四年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
スーパードラックアサヒ調剤薬局	弘前市大字土手町一八一の四	令和 四・三・六
中央薬品株式会社中央調剤薬局古川支店	青森市古川二丁目二〇の一九	四・四・一

青森県告示第二百六十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和四年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林子定森林の所在場所
黒石市大字大川原字セノ木沢三の二・字烏沢一四・一五の五（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、字セノ木沢四の四
 - 二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

人事給与トータルシステム維持管理業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部人事課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目七の一

六 契約金額

五千五百万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和四年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和四年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

青森県地域防災計画修正の要旨

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の規定により

青森県地域防災計画（以下「計画」という。）を修正したので、同条第四項の規定によりその要旨を公表する。

令和四年四月二十二日

青森県防災会議会長

青森県知事 三 村 申 吾

一 計画修正の趣旨

青森県防災会議は、昭和三十八年に計画を作成して以来、毎年これに検討を加え、必要に応じ修正を行ってきたところであるが、県の防災対策の見直し、国の防災基本計画の修正等を踏まえ、計画について、災害対策全般にわたって修正を行ったものである。

二 計画修正の年月日

令和四年三月二十八日

三 計画修正の主な内容

風水害等災害対策編

第三章 災害予防計画

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた、国土強靱化の取組を推進するとともに、複合災害も念頭に置きながら、事前防災に取組むこととした。

第五節 防災事業

流域治水の考え方にに基づき、各種防災事業に取り組むこととした。

第七節 防災教育及び防災思想の普及

正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育を推進することとした。

第九節 防災訓練

感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練のほか、大規模災害を想定した広域避難訓練など、実践型の防災訓練を実施することとした。

第十節 避難対策

要配慮者等の受入対象者を特定して指定福祉避難所を指定、公示すること、受入れを想定していない避難者が避難してこることがないように努めることとした。

指定避難所の整備に当たっては、女性、子供及び性的マイノリティにとって

安心・安全な避難所となるよう施設・設備の配置に十分配慮することとした。
避難所における感染症対策や、パーティション等の備蓄の促進、自宅療養者等に対する情報共有など、新型コロナウイルス感染症対策を充実するよう努めることとした。

第十二節 要配慮者安全確保対策

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村の作成を努力義務化した。

第四章 災害応急対策計画

災害が発生するおそれがある段階から国の災害対策本部が設置される可能性があることから、被災が予想される市町村と連携を密にするものとした。

第六節 広域応援

被災自治体への応援職員等の感染症対策として、健康管理やマスク着用等の徹底、執務スペースの適切な空間の確保に努めることとした。

第八節 避難

避難勧告・避難指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直した。

災害が発生するおそれがある段階から広域避難が実施できるように、自治体間での協議について定めたほか、他の自治体との応援協定や運送事業者との協定を予め締結するよう努めることとした。

第二十二節 防災ボランティア受入・支援対策

ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援について定めたほか、防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働できる環境を整備するよう努めることとした。

第五章 雪害対策、事故災害対策計画

第一節 雪害対策

大雪による大規模な車両滞留を踏まえ、計画的な通行止めや不要不急の外出を控えることの周知、転回路の整備等に努めることとした。

第六章 災害復旧対策計画

第三節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

災害対応業務のデジタル化を推進するとともに、それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建ができるような環境の整備に努めることとした。

地震・津波災害対策編

第三章 災害予防計画

第九節 避難対策

青森県自転車活用推進計画（令和三年三月）を踏まえ、気候や避難路の状況、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離等の関係から、自転車による避難について検討することとした。

その他「風水害等災害対策編」の修正に合わせて諸対策の充実を図ることとし、所要の修正を行った。

火山災害対策編

「風水害等災害対策編」の修正に合わせて諸対策の充実を図ることとし、所要の修正を行った。

原子力災害対策編

第一章 総則

第七節 原子力災害対策重点区域における緊急事態区分等に応じた防護措置の準備及び実施

施設敷地緊急事態要避難者の定義を、令和三年七月の原子力災害対策指針の改正を反映して以下のとおり変更した。

一 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児の保護者等（以下「妊婦等」という。）

これまでは、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の妊婦等のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者を対象としていたが、避難にかかる時間の要件を削除し、PAZ内の全ての妊婦等を対象とした。

二 避難の実施により健康リスクが高まる者の追加

これまでは、避難所等に直接避難することにより「健康リスクが高まらない者」を対象としていたが、「健康リスクが高まる者」も、屋内退避施設に一時的に退避した上で安全に避難できる準備が整った段階で避難することが想定されることから、対象に追加した。

三 安定ヨウ素剤を事前配布されていない者の除外

これまでは対象としていたが、PAZ内の住民には平時から安定ヨウ素剤を事前配布することを基本としていることを踏まえ、対象から除外した。

第二章 原子力災害事前対策

第八節 避難収容活動体制の整備

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画につ

いて、市町村の作成を努力義務化した。

第三章 緊急事態応急対策

第四節 屋内退避、避難収容等の防護活動

一 市町村長から住民へ発出が可能な避難情報について「避難勧告又は避難指示」から「避難指示」のみへ一本化した。
二 感染症流行下において原子力災害が発生した場合の対応について追加した。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和四年四月二十二日

中南地域県民局長 澁谷俊樹

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
後 沢	ため池等整備事業（用排水施設整備（土砂崩壊））	令和三・八・六
二階堰	農業水利施設保全合理化事業	三・三・三
矢 沢	ため池等整備事業（用排水施設整備）	四・三・九

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和四年四月二十二日

西北地域県民局長 宇野武

令和四・四三 第四四七号	令和四・四六 第四四四号	令和四・三三 号外第三〇号	発行年月日
青森県選 挙管理委 員会告示	青森県選 挙管理委 員会告示	青森県選 挙管理委 員会告示	区 分
第二一号	第二〇号	第三号	番 号
三	三	一	ペー ジ
後ろから八	三	後ろから四	段
第二十一号	第二十号	第三号	行
第二十二号	第二十一号	第二十号	誤
			正

選挙管理委員会事務局

田光3号 揚水機場	高野大溜池	下車力3号 排水路	西津軽	〃	磯松	地区名
農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型）	ため池等整備事業（緊急耐震工事）	農業水利施設保全合理化事業（農業水利施設等整備事業）	農村災害対策整備事業（農業用排水施設整備）	経営体育成基盤整備事業（農業用排水施設整備）	経営体育成基盤整備事業	県営土地改良事業の名称
四・三・三	四・一・三	四・三・二	四・三・三	四・三・五	令和四・三・六	工事完了 年月日

正
誤

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円